

理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄（以下「この法人」という。）の定款第6章に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

第2章 理事会の招集

(理事会の開催)

第3条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度毎に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 定款第15条第4項第5号の規程により監事から招集の請求があったとき

(招集)

第3条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号または第3号の請求があった場合は、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

第3章 理事会の議事

(議長)

第4条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の運営)

第5条 議長は、理事会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

2 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

3 理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

4 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

(議決)

第6条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第7条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第8条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面及び電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(議事録の配布)

第9条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(決議事項)

第10条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 代表理事の選任・解任
- (3) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (4) 重要な財産の処分及び譲受
- (5) 多額の借入
- (6) 重要な使用人の選任・解任
- (7) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (8) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備
- (9) 利益相反行為の承認
- (10) 事業計画書、収支予算書等の承認
- (11) 財産の管理
- (12) その他この法人の運営に必要な規程の制定、変更及び廃止
- (13) 重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更
- (14) 重要な事業その他にかかる争訟の処理
- (15) その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第11条 理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 2 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、利益相反等取引を行う前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第12条 代表理事は、理事会開催の際、必要に応じて自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

3 理事が利益相反等取引をしたときは、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和2年10月1日から施行する。